## 第 8 号

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の 一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条 例の一部を改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例( 平成25年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「歩行者又は自転車」を「歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車」に改める。

附則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則( 平成18年国家公安委員会規則第28号)の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要 がある。

これが、この条例案を提出する理由である。